

名古屋市

# 配偶者からの 暴力防止及び被害者支援 並びに困難な問題を抱える 女性への支援に関する 基本計画

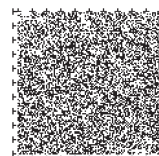
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律における「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含みます。

ご本人やパートナーの性別は問いません。  
また、離婚後(事実婚の方が事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。)も引き続き暴力を受ける場合も含みます。



名古屋市

令和8年度～令和12年度



## 策定の趣旨

「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」（以下「配偶者暴力防止等基本計画」という。）（第4次）の計画期間が令和7年度に満了すること及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「女性支援新法」という。）が施行され、市町村基本計画を定めることが努力義務となったことから「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）の改正及び女性支援新法の内容等を踏まえ、配偶者暴力防止法に基づく市町村基本計画と女性支援新法に基づく市町村基本計画を一体的な「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援並びに困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」（以下「名古屋市DV防止・女性支援基本計画」という。）として策定します。

## 計画の位置づけ

配偶者暴力防止法第2条の3第3項に基づく市町村基本計画  
女性支援新法第8条第3項に基づく市町村基本計画

## 関連する他の計画

- ・「なごや子ども・子育てわくわくプラン2029名古屋市子どもに関する総合計画」
- ・「名古屋市男女平等参画基本計画2030」

## 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間



## 配偶者<sup>※</sup>からの暴力(DV(Domestic Violence : ドメスティック・バイオレンス))とは

配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を言い、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。主に家庭内など外部からの発見が困難な環境下で行われるため潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。そのため、周囲が気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすい特徴があります。

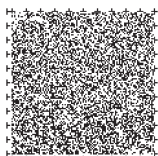
配偶者からの暴力の被害は、ご本人やパートナーの性別や年齢に関わりません。

※配偶者には、事実婚、元配偶者、生活の本拠を共にする交際相手を含みます。性別は問いません。

## 困難な問題を抱える女性とは

「名古屋市DV防止・女性支援基本計画」においては、「困難な問題」とは、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で女性が女性であることにより直面しやすい問題をいい、例としては、DV被害、家族親族等からの虐待、性犯罪・性暴力被害、予期せぬ妊娠、不安定な就労状況、経済的困窮等が挙げられます。

女性支援新法において、「困難な問題を抱える女性」とは、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」とされています。





# 配偶者からの暴力被害者及び 困難な問題を抱える女性に関する現状と課題

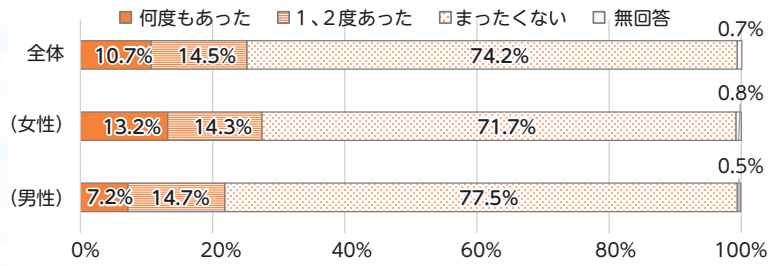
## 1 DV被害者及び困難な問題を抱える女性の実態

### (1) DV被害者の実態

○約4人に1人(25.1%)は配偶者から暴力を受けたことがあります。  
また、心理的攻撃の被害経験の回答割合がもっとも高く18.0%、次いで身体的暴行13.5%、経済的圧迫7.8%、性的強要6.5%となっています。

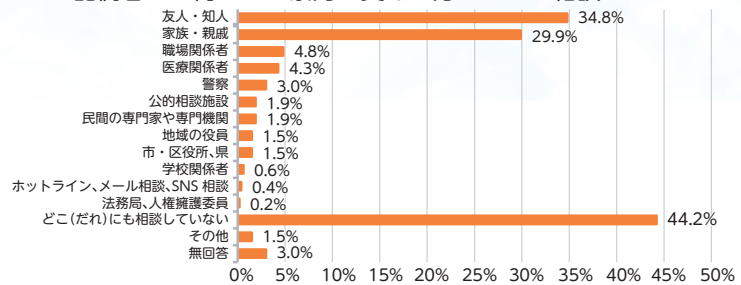
○配偶者から何らかの暴力を受けている方のうち、44.2%の人が「どこ(だれ)にも相談していない」となっています。

配偶者からの暴力の被害経験



令和6年3月 男女間における暴力に関する調査(内閣府)

配偶者から何らかの暴力を受けた方がどこに相談したか



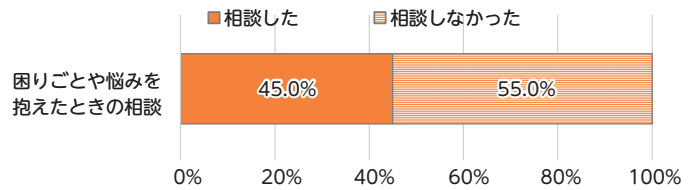
令和6年3月 男女間における暴力に関する調査(内閣府)

### (2) 困難な問題を抱える女性の実態

○本市在住の18歳以上で、困難な困りごとや悩みを抱えた経験のある人のうち、「健康面の不安」51.2%、次いで、「家族に関する悩み」が34.8%、「孤独感」29.6%、「経済的な困窮」29.4%と続いています。

○困りごとや悩みを抱えたときに「相談しなかった」と回答したのは55.0%であり、相談しなかった理由は、「相談しても無駄だと思うから」(51.3%)と最も多く、「どこ(だれ)に相談して良いのかわからなかった」(47.6%)、「自分が我慢すれば良いと思うから」(28.4%)と続いています。

相談の有無

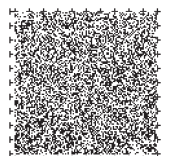


令和7年3月 本市DV及び女性に関する調査(困難女性調査)



## 課題

- 早い段階で対象者が相談につながる事が重要なため、相談窓口の広報などの周知について、若年層を始めとするあらゆる年齢層へ情報が届くよう行う必要があります。
- 被害者の性別やパートナーが異性か同性かに関わらず相談できることの周知やDVに関する社会の意識の向上への取組が必要です。
- DVの理解を深める機会を積極的にとらえ啓発に努める必要があります。
- 女性が自立して生きていけるような学びの場や啓発がさらに必要です。

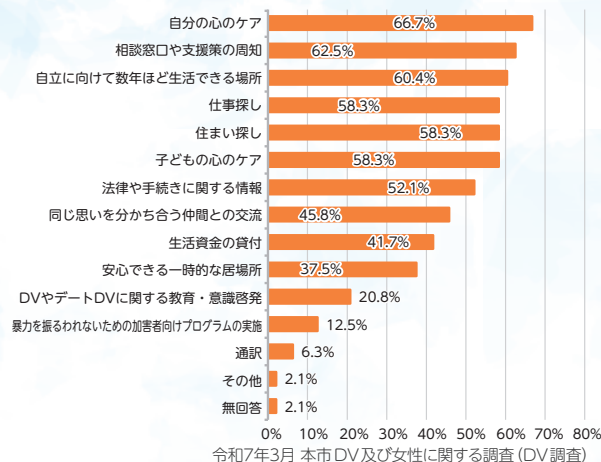


## 2 DV 被害者及び困難な問題を抱える女性の支援施策

### (1) DV 被害者への支援

- DV 被害者が相手方から離れるまでに必要な支援は「安心できる一時的な居場所 (85.4%)」、「相談窓口や支援策の周知 (83.3%)」となっています。
- DV 被害者が相手方から離れて1年以内に必要な支援は「自立に向けて数年ほど生活できる場所 (87.5%)」、「安心できる一時的な居場所 (85.4%)」となっています。
- DV 被害者が相手方から離れて1年以上経った後に必要な支援として最も多かったのは「自分の心のケア (66.7%)」となっています。

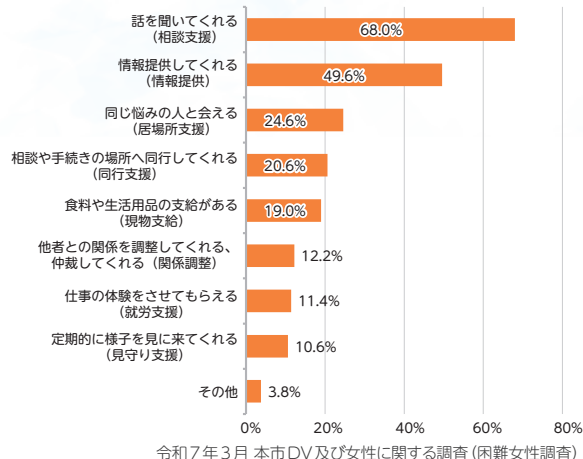
相手から離れて1年以上経った後必要だと思う支援



### (2) 困難な問題を抱える女性への支援

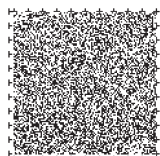
- 困難な困りごとや悩みを抱えた経験のある人が希望する相談・支援の方法は「話を聞いてくれる (相談支援) (68.0%)」、「情報提供してくれる (情報提供) (49.6%)」、「同じ悩みの人と会える (居場所支援) (24.6%)」、「相談や手続きの場所へ同行してくれる (同行支援) (20.6%)」となっています。

希望する相談・支援の方法



## 課題

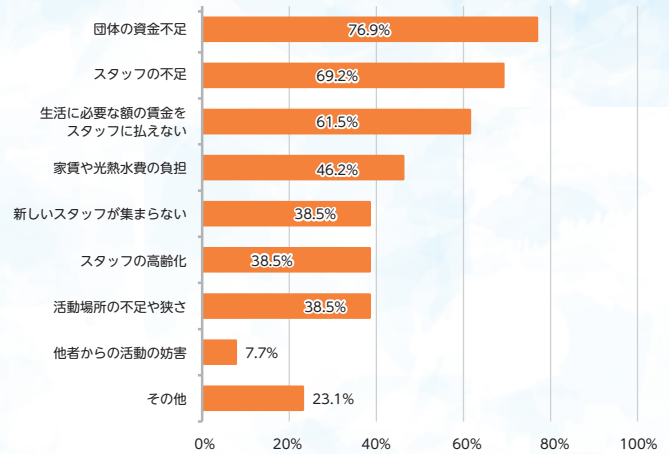
- DV 被害や女性が女性であることにより直面しやすい困難な問題に直面したときに気持ちに寄り添った相談場所や支援方法が必要です。
- 相談につながりにくい、つながっていない困難な問題を抱える女性の早期発見に向けた取り組みが必要です。
- 様々な困難な問題を抱える女性の相談に対応するために、支援者が適切な支援を行えるよう支える取り組みが必要です。
- こころのケアが必要な方に届く取り組みが必要です。
- DVの相手から離れた後もこころのケアが求められており、中長期にわたるケアの支援について検討が必要です。
- 自立して生活していくために、安心して就業し、生活していく場所が必要となるため、適切な支援につなげていく必要があります。



### 3 DV被害者及び困難な問題を抱える女性の支援体制

- 民間ができること・できないこと、行政ができること・できないことの擦り合わせがより求められています。
- それぞれ関連する他分野との合同研修などの顔が見える関係づくりが求められています。
- 個々の民間団体はノウハウを持っていますが、行政も含めたネットワーク化が必要です。

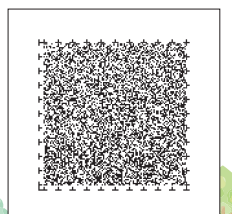
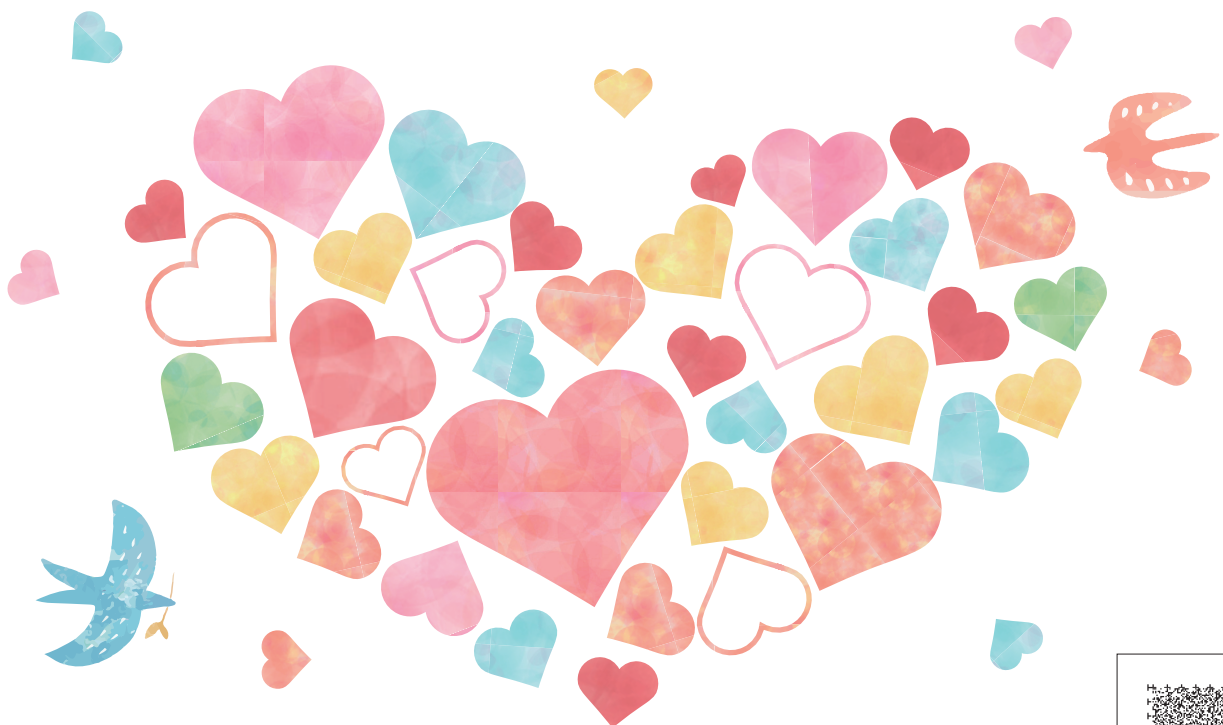
支援団体が活動を継続していく上での課題



令和7年3月 本市DV及び女性に関する調査(困難女性調査)

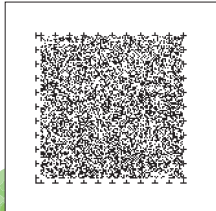
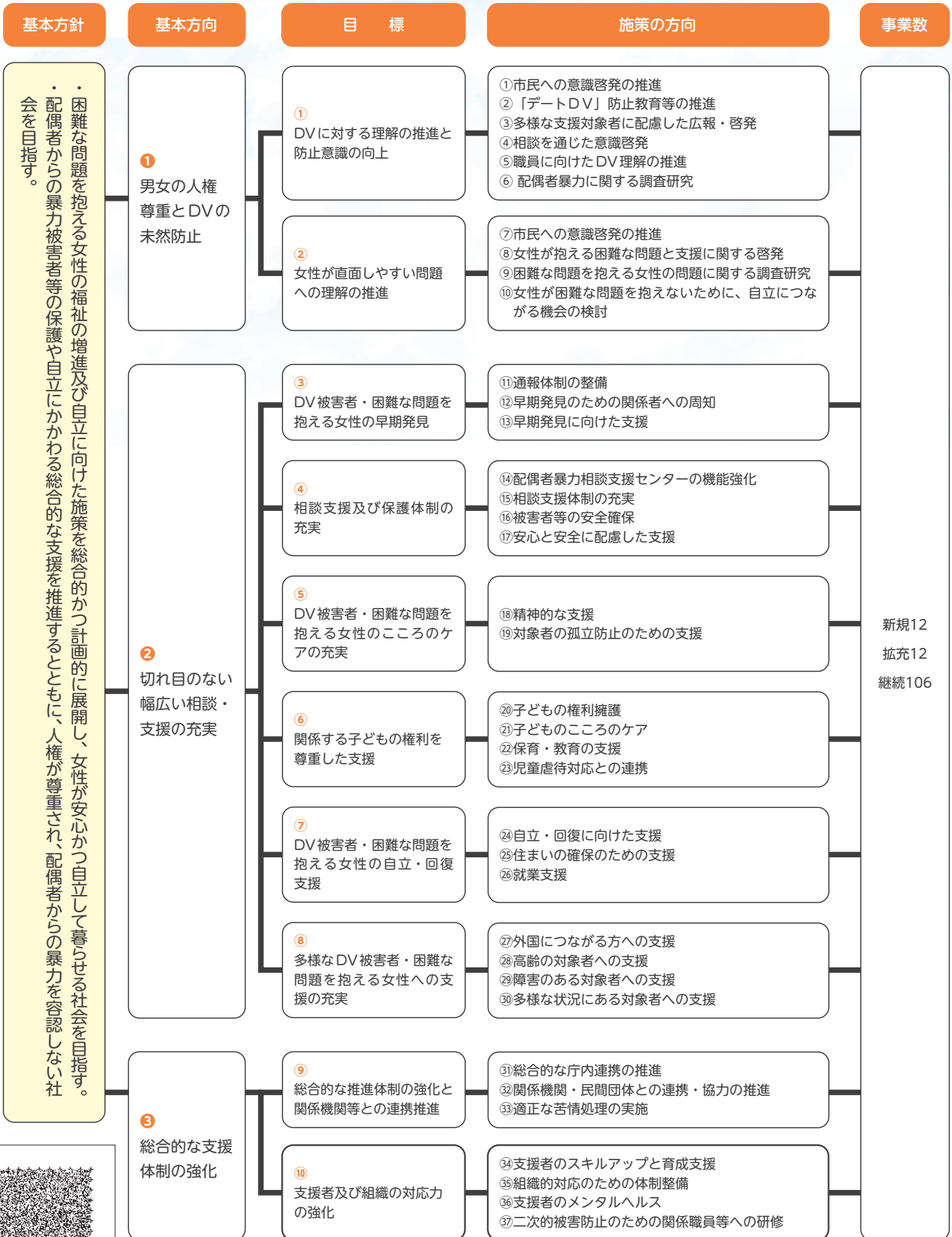
#### 課題

- 民間支援団体が継続的に支援できるスキームが必要です。
- DV被害者や困難な問題を抱える女性への支援のための組織・対応力の強化につながる取り組みが必要です。
- 直接支援する者だけでなく、DV被害者や同伴児童に関わる可能性がある機関の職員もDVの理解が必要です。





# 計画の体系





# 施策を推進する事業

基本方向

1

## 男女の人権尊重とDVの未然防止

性別にかかわる人権の尊重への理解を深めるとともに、配偶者からの暴力防止について、市民啓発と関係者への周知を推進し、暴力の未然防止を目指します。

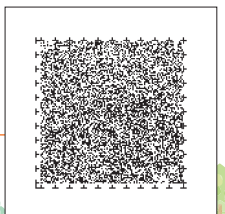
### 目標 1 DVに対する理解の推進と防止意識の向上

施策の方向		事業(●新規事業 ○拡充事業)
1	市民への意識啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女の人権を尊重するための啓発事業</li> <li>DV根絶のための意識啓発事業</li> <li>家庭における人権教育への支援</li> </ul> <p>○発達段階に応じた意識啓発</p>
2	「デートDV」防止教育等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>デートDV※防止等のための意識啓発事業</li> </ul>
3	多様な支援対象者に配慮した広報・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人の被害者への配慮</li> <li>障害のある被害者への配慮</li> </ul>
4	相談を通じた意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性のための総合相談(電話・面接・専門相談等)</li> <li>男性のための相談事業</li> <li>配偶者暴力相談支援センター業務</li> </ul>
5	職員に向けたDV理解の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員への研修</li> <li>教職員への研修</li> </ul>
6	配偶者暴力に関する調査研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査研究</li> <li>加害者対応の在り方検討</li> </ul>

※デートDV：婚姻関係にない交際相手との間に起こる様々な暴力をいう。

### 目標 2 女性が直面しやすい問題への理解の推進

施策の方向		事業(●新規事業 ○拡充事業)
7	市民への意識啓発の推進	<p>○発達段階に応じた意識啓発</p>
8	女性が抱える困難な問題と支援に関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性のための総合相談(電話・面接・専門相談等)</li> </ul> <p>○女性が抱える困難な問題と支援に関する啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>思春期保健事業</li> <li>●女性の健康相談窓口</li> <li>性感染症の予防</li> <li>犯罪被害者等支援事業</li> </ul>



施策の方向		事業(●新規事業 ○拡充事業)
9	困難な問題を抱える女性の問題に関する調査研究	・ 調査研究
10	女性が困難な問題を抱えないために、自立につながる機会の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女平等参画推進センターにおける就業支援</li> <li>・ 児童自立生活援助事業</li> <li>・ 子ども・若者総合相談センター</li> <li>・ 思春期保健事業</li> <li>・ 自殺対策事業</li> <li>・ 重層的支援体制整備事業</li> <li>・ 犯罪被害者等支援事業</li> </ul>

基本方向

2

## 切れ目のない相談・支援の充実

DV被害者及び困難な問題を抱える女性の安心と安全に配慮した支援のために、早期発見、相談への対応、保護、自立支援、同伴する子どもへの支援等、多くの段階にわたって、対象者を孤立させない、切れ目のない幅広い相談・支援の充実を目指します。

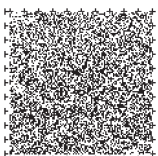
### 目標3 DV被害者・困難な問題を抱える女性の早期発見

施策の方向		事業(●新規事業 ○拡充事業)
11	通報体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療関係者との連携</li> <li>・ 消防関係者との連携</li> </ul> <b>○大学や支援関係機関との連携</b>
12	早期発見のための関係者への周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の関係機関や保健・福祉関係者との連携</li> <li>・ 人権擁護機関との連携</li> </ul>
13	早期発見に向けた支援	<b>●若年女性へのアウトリーチ事業</b>

### 目標4 相談支援及び保護体制の充実

施策の方向		事業(●新規事業 ○拡充事業)
14	配偶者暴力相談支援センターの機能強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配偶者暴力相談支援センター業務</li> <li>・ DVに関する研修</li> </ul> <b>○コンサルテーション<sup>※</sup>機能の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ DV被害者ホットライン事業</li> </ul> <b>●深夜帯におけるDV相談事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関連携会議の実施</li> </ul>

※コンサルテーション:この計画においては、区役所・支所等から支援困難事案や緊急事案等への対応について、相談を受け援助を行うこと。

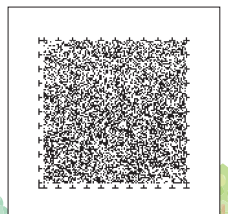


施策の方向		事業(●新規事業 ○拡充事業)
15	相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>困難な問題を抱える女性への支援に関する研修の充実</b></li> <li>・ SNS※を活用した相談</li> <li>○<b>コンサルテーション機能の充実</b></li> <li>○<b>専門家(弁護士)との連携</b></li> <li>・ なごや妊娠SOS</li> <li>・ 関係機関会議の実施</li> <li>●<b>女性の健康相談窓口</b></li> <li>・ 被害者等の安心・安全に配慮した相談・支援</li> </ul>
16	被害者等の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一時保護所での保護</li> <li>・ 緊急宿泊事業</li> <li>・ 民間シェルターへの支援</li> <li>・ 施設における緊急保護</li> <li>・ 多様な状況にある被害者の安全確保</li> </ul>
17	安心と安全に配慮した支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ DV被害者等にかかる情報管理</li> <li>・ DV被害者とその関係者の情報保護にかかる支援</li> </ul>

※ SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス):友人、知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。

## 目標5 DV被害者・困難な問題を抱える女性のこころのケアの充実

施策の方向		事業(●新規事業 ○拡充事業)
18	精神的な支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性のための総合相談におけるカウンセリング事業</li> <li>・ 女性のための総合相談(女性の自立のためのグループプログラム等)</li> <li>・ 親子支援プログラム事業</li> <li>・ DV被害者のためのサポートグループ事業</li> <li>○<b>DV被害者とその子どものための心理的ケア</b></li> <li>●<b>性暴力被害者等の心理的ケア</b></li> <li>・ 精神保健福祉センター等による支援</li> <li>・ 犯罪被害者等のための精神医療支援</li> </ul>
19	対象者の孤立防止のための支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 見守り・同行支援事業</li> <li>●<b>若年女性へのアウトリーチ事業</b></li> <li>・ 親子支援プログラム事業</li> </ul>



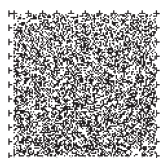
## 目標6 関係する子どもの権利を尊重した支援

施策の方向	事業(●新規事業 ○拡充事業)
20 子どもの権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの権利擁護機関の運営</li> <li>・子どもの権利擁護機関との連携</li> </ul>
21 子どものこころのケア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DVで避難した子どものこころのケア</li> <li>・児童相談所による子どもへの心理的ケア</li> <li>・親子支援プログラム事業</li> </ul> <p><b>○DV被害者とその子どものための心理的ケア</b></p>
22 保育・教育の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所等の利用にかかる配慮</li> <li>・ひとり親家庭等への大学受験料等補助</li> </ul> <p><b>●ひとり親家庭の通学支援としての自転車駐輪場の利用料金負担軽減補助</b></p> <p><b>●ひとり親家庭の高校生通学定期補助</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハートフレンドなごやでの教育相談事業</li> <li>・なごや子ども応援委員会の運営</li> <li>・スクールカウンセラーの配置</li> <li>・就学援助</li> <li>・中学生の学習支援事業</li> </ul>
23 児童虐待対応との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV対応と児童虐待対応の連携</li> <li>・児童相談所等における相談支援</li> </ul> <p><b>○児童相談所の体制強化</b></p> <p><b>○区役所・支所における児童虐待等への機能強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待防止における関係機関の連携</li> <li>・名古屋市児童を虐待から守る条例の推進</li> </ul> <p><b>●被児童虐待経験者への支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なごやっ子SOS</li> </ul>

### DVが子どもに与える影響

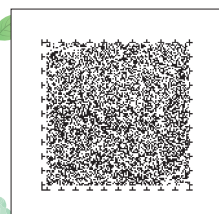
暴力の加害者は、パートナーだけでなく子どもにも暴力を振るう、暴力を振るわれた被害者が行き場をなくして子どもに暴力を振るってしまうなど子どもが直接的な被害者になる可能性があります。

子どもに対して直接的な暴力がない場合でも、家庭内において暴力を見聞きすることは心理的虐待にあたります。子どもの健全な成長が妨げられる恐れや将来、その子ども自身が暴力の加害者、被害者にならないよう児童虐待対応とDV対応が連携した取組が重要です。



## 目標7 DV被害者・困難な問題を抱える女性の自立・回復支援

施策の方向	事業(●新規事業 ○拡充事業)
24 自立・回復に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭等に対する総合的な相談支援</li> <li>・児童扶養手当等の支給</li> <li>・ひとり親家庭等医療費助成</li> <li>・母子父子寡婦福祉資金の貸付</li> <li>・名古屋市寡夫福祉資金の貸付</li> <li>・母子生活支援施設における支援</li> <li>●社会的養護自立支援拠点事業</li> <li>・子ども・若者総合相談センター</li> <li>・若者自立支援ステップアップ事業</li> <li>・繁華街における子ども・若者の居場所づくり事業</li> <li>●こども・若者シェルター開設</li> <li>・特定妊婦訪問支援事業</li> <li>・高等学校卒業程度認定試験合格支援事業</li> <li>・生活困窮者の自立支援</li> <li>・生活福祉資金の貸付</li> <li>・犯罪被害者等への支援金・見舞金</li> <li>・犯罪被害者等への日常生活支援</li> </ul>
25 住まいの確保のための支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市営住宅を活用した支援</li> <li>・住宅確保要配慮者に対する居住支援の促進</li> <li>・母子生活支援施設における支援</li> <li>●妊産婦等生活援助事業</li> <li>●ひとり親家庭転居費用補助金</li> </ul>
26 就業支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女平等参画推進センターにおける就業支援</li> <li>・ジョイナス.ナゴヤにおける就業支援</li> <li>・職業紹介等</li> <li>・自立支援給付金事業</li> <li>・若者自立支援ジャンプアップ事業</li> <li>・若者・企業リンクサポート事業</li> <li>・一体的就労支援事業</li> <li>・生活困窮者の自立支援</li> <li>・なごやジョブサポートセンターにおける就業支援</li> </ul>



## 目標8 多様なDV被害者・困難な問題を抱える女性への支援の充実

施策の方向	事業(●新規事業 ○拡充事業)
27 外国につながる方への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性及び児童への相談援助活動における通訳等派遣事業</li> <li>・多言語による各種相談等</li> <li>・日本語教育相談センターでの相談事業</li> </ul>
28 高齢の対象者への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉事務所、いきいき支援センター等による連携した支援</li> <li>・高齢者虐待相談センターにおける相談支援</li> <li>・高齢者就業支援センター</li> </ul>
29 障害のある対象者への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉事務所、保健センター等による連携した支援</li> <li>・障害者虐待相談センターにおける相談支援</li> <li>・障害者基幹相談支援センターにおける相談支援</li> </ul>
30 多様な状況にある対象者への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)のDV被害者の理解と配慮</li> <li>・部落差別への理解と配慮</li> <li>・文化センターにおける各種事業</li> <li>・犯罪被害者等総合支援窓口</li> </ul>



## 総合的な支援体制の強化

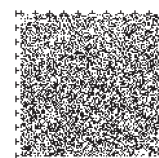
DV防止・女性支援基本計画を推進していくため、DV防止法に基づく関係機関・民間団体等から構成される配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する協議会や女性支援新法に基づく支援調整会議を開催するなど連携を推進します。また、支援者向けの研修の充実など組織的対応力の向上を図るとともに、総合的な支援体制の強化を目指します。

## 目標9 総合的な推進体制の強化と関係機関等との連携推進

施策の方向		事業(●新規事業 ○拡充事業)
31	総合的な庁内連携の推進	・ 庁内の連携推進
32	関係機関・民間団体との連携・協力の推進	<b>○関係機関・民間団体との連携</b> ・ 関係機関連携会議の実施 ・ 愛知県女性相談支援センターとの連携 ・ 警察との連携 <b>○DV被害者支援団体との連携・協力</b> ・ 他の自治体との広域的連携 <b>○専門家(弁護士)との連携</b> ・ 児童虐待防止における関係機関の連携
33	適切な苦情処理の実施	・ 苦情処理の取組み

## 目標10 支援者及び組織の対応力の強化

施策の方向		事業(●新規事業 ○拡充事業)
34	支援者のスキルアップと育成支援	・ DVに関する研修の充実 <b>○コンサルテーション機能の充実</b> <b>○困難な問題を抱える女性への支援に関する研修の充実</b> <b>○支援者への研修</b> <b>●支援者の育成</b>
35	組織的対応のための体制整備	・ 支援体制
36	支援者のメンタルヘルス	・ 支援者のこころのケア ・ 支援者の安全対策
37	二次的被害防止のための関係職員等への研修	・ 職務関係者研修



## 「暴力」にあたる行為とは？

暴力とは、殴る蹴るなどの身体的暴力だけを指すのではありません。精神的、経済的、性的なものを含みます。

### < DV 行為の例 >

#### 身体的暴力

- 殴る、蹴る
- 物を投げつける
- 刃物などを突きつける
- 髪をひっぱる、突き飛ばす、首を絞める
- 熱湯をかける（やけどさせる）

#### 経済的暴力

- 生活費をわたさない
- お金を借りたまま返さない
- パートナーに無理やり物を買わせる

#### 性的暴力

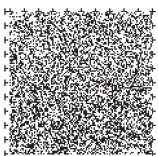
- 無理やり性的な行為を強要する
- 見たくないのに、ポルノビデオや雑誌を見せる
- 避妊に協力しない
- 中絶を強要する

#### 精神的暴力

- 大声でどなる、ののしる、物を壊す
- 何を言っても長時間無視し続ける
- ドアを蹴ったり、壁に物を投げつけたりして脅す
- 人格を否定するような暴言を吐く
- 暴力行為の責任をパートナーに押しつける
- 子供に危害を加えると言って脅す
- 交友関係や電話・メールを細かく監視する
- 行動や服装などを細かくチェックしたり、指示したりする
- 家族や友人との関係を制限する
- 他の異性との会話を許さない

※例示した行為は、相談の対象となり得るものを記載したものであり、すべてが配偶者暴力防止法第1条の「配偶者からの暴力」に該当するとは限りません。

※このチェックリストは「パートナーや恋人からの暴力に悩んでいませんか。」（政府広報オンライン）の情報を参考に作成したものです。



# 困難な問題を抱える女性に関する主な相談窓口

## 名古屋市配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力被害に関する相談

☎052-351-5388

月～金曜日

10:00～17:00（祝日・年末年始除く）



## 女性のための総合相談（イーブルなごや相談室）

家族関係、女性に対する暴力等、家庭や職場、地域などで女性が直面するさまざまな問題に関する相談

☎052-321-2760

月・火・金・土・日曜日 10:00～16:00（祝日・年末年始除く）

水曜日 10:00～13:00 18:00～20:00（祝日・年末年始除く）



## 愛知県女性相談支援センター

女性悩みごと電話相談

☎052-962-2527

月～金曜日 9:00～21:00 土・日曜日 9:00～16:00

（祝日・年末年始・施設メンテナンス日を除く）

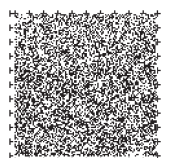


あいち女性の悩み事  
相談ナビ

## （厚生労働省）困難な問題を抱える女性を支える あなたのミカタ

DV、性暴力、お金、予期せぬ妊娠・・・  
女性のすべての困難に寄り添います。

はなそうなやみ  
☎#8778



# 配偶者からの暴力に関する主な相談窓口

## 名古屋市配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力被害に関する相談

☎052-351-5388

月～金曜日  
10:00～17:00（祝日・年末年始除く）



## 名古屋市DV被害者ホットライン

配偶者からの暴力被害に関する相談

☎052-232-2201

土・日曜日・祝日  
10:00～18:00（年末年始除く）

## 名古屋市DV被害者SNS相談

配偶者からの暴力被害に関する相談

土曜日 12:00～17:00（年末年始除く）  
水曜日 17:00～22:00（年末年始除く）



## 女性のための総合相談（イーブルなごや相談室）

家族関係、女性に対する暴力等、家庭や職場、地域などで女性が直面するさまざまな問題に関する相談

☎052-321-2760

月・火・金・土・日曜日 10:00～16:00（祝日・年末年始除く）  
水曜日 10:00～13:00 18:00～20:00（祝日・年末年始除く）

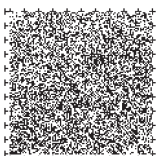


## 名古屋市男性相談

夫婦や家族との関係、仕事や生き方、暴力などの男性が抱える悩みに  
関する相談

☎052-321-1628

毎週水曜日 18:00～20:00（祝日・年末年始除く）  
第4日曜日 10:00～12:00（祝日・年末年始除く）



### 名古屋市子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課 概要版

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL : 052-972-2519 FAX : 052-972-4438

Mail : a2519-01@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp